

(改正後全文)

奈良県認可外保育施設指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、児童の心身の健全な発達を図るため、認可外保育施設の実態把握に努めるとともに、児童の安全確保等の観点から、劣悪な環境の中で保育を行っている施設を排除し、適正な保育内容及び保育環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「認可外保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第34条の15第2項若しくは第35条第4項の規定による認可又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第17条第1項の認可を受けていないもの及び法第58条の規定により児童福祉施設若しくは家庭的保育事業等の認可を取り消された施設又は認定こども園法第22条の規程により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたものをいう。

2 この要綱において「ベビーホテル」とは、認可外保育施設のうち、次の各号のいずれかを常時運営しているものをいう。

- (1) 夜8時以降の保育
- (2) 宿泊を伴う保育
- (3) 一時預かり（利用児童のうち一時預かりの児童がおおむね半数以上を占めている場合に限る。）

(認可外保育施設の把握)

第3条 知事は、市町村長の協力を得て、認可外保育施設の速やかな把握に努めるものとする。

(届出対象施設の設置等の届出)

第4条 法第59条の2第1項に規定する施設（以下「届出対象施設」という。）の同項の規定による設置の届出は、第1号の1様式によるものとする。ただし、法第6条の3第11項の規程による業務を目的とする施設については、第1号の2様式によるものとする。

- 2 法第59条の2第2項の規定による変更の届出にあつては第2号様式、同項の規定による事業の廃止又は休止の届出にあつては第3号様式によるものとする。
- 3 知事は、前2項の届出をしていない届出対象施設の設置者に対して、文書により期限を付して届出をするよう求めるものとする。
- 4 第1項及び第2項の届出に虚偽がある場合には、前項の規定を準用する。
- 5 知事は、第1項又は第2項の届出があつた場合には、当該届出に係る事項を速やかに当該届出対象施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(指導監督基準)

第5条 認可外保育施設に対する指導監督は、「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」（平成13年3月29日雇児発第177号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の別添「認可外保育施設指導監督基準」により行うものとする。

(運営状況の報告等)

第6条 知事は、認可外保育施設の設置者に対して、毎年4月末日までに、運営状況の報告を第4号の1様式により提出するよう求めるものとする。ただし、法第6条の3第11項の規程による業務を目的とする施設については、第4号の2様式によるものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、当該設置者に対して、当該認可外保育施設において、死亡事故、重傷事故、食中毒その他の重大な事故が生じた場合にあっては第5号様式により、24時間かつ週のうちおおむね5日程度以上入所している児童がいることとなった場合にあっては第6号様式により、直ちに報告するよう併せて求めるものとする。
- 3 知事は、第1項の運営状況の報告がない場合は、当該設置者に対して、文書により期限を付して報告を求めるものとする。
- 4 知事は、第1項の運営状況の報告があつた場合には、当該認可外保育施設の運営の状況その他児童の福祉のため必要と認める事項を取りまとめ、これを当該施設の所在地の市町村長に通知するものとする。

(特別の報告徴収)

第7条 知事は、第4条第1項若しくは第2項の届出があつた事項に変更が認められる場合、前条第1項の運営状況の報告の内容に疑義がある場合、同条第2項に

該当する事実が判明し、又は強く疑われる場合において同項による報告がないとき、利用者からの苦情、相談等が寄せられている場合等であって、入所児童の処遇上の観点から施設に問題があると考えられる場合には、当該設置者に対して報告を求めるものとする。

(通常の入立調査)

第8条 知事は、認可外保育施設に対する立入調査を計画的に行うものとする。この場合において、届出対象施設に対しては原則として年1回以上、ベビーホテルに対しては年1回以上行うものとする。

2 新たにその設置が確認された認可外保育施設については、前項の規定にかかわらず、速やかに立入調査を行うものとする。

(特別の入立調査)

第9条 知事は、利用児童に係る死亡事故その他の重大な事故が発生した場合又は利用者からの苦情、相談が寄せられている場合等であって、児童の処遇上の観点から施設に問題があると認められる場合には、立入調査を行うものとする。

(立入調査の方法等)

第10条 立入調査は、原則として、関係法令等に係る十分な知識と経験を有する者を含む職員2名以上で行うものとする。

2 立入調査を行う職員は、身分を証明する証票を携帯するものとする。

3 立入調査に当たっては、前条の特別の入立調査の場合を除き、原則として事前に書面により通告するものとする。

4 立入調査に当たっては、必要に応じ、保育従事者及び保護者からも事情を聴取するものとする。

5 知事は、立入調査に当たっては、必要に応じ、市町村長に対し、協力を求めるものとする。

(改善指導)

第11条 知事は、立入調査の結果、指導監督基準その他に照らして改善を求める必要があると認める場合には、当該認可外保育施設の設置者に対し、立入調査後おおむね1か月以内に、文書により改善すべき事項を通知するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合には、改善指導の手続を経ることなく、直ちに次条

の改善勧告をするものとする。

- (1) 著しく不適正な保育内容や保育環境である場合
- (2) 著しく利用児童の安全に問題がある場合
- (3) その他児童の福祉のため特に必要があると認められる場合

2 知事は、前項本文の通知をするときは、おおむね1か月以内の期限を付して、文書により改善の状況等について報告するよう求めるものとする。

3 知事は、前項の報告があった場合において、その改善状況を確認するため、必要があると認める場合には、当該設置者又は管理者に対し出頭を求め、又は立入調査を行うものとする。報告期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

4 知事は、前3項の規定による改善指導のほか、必要に応じ、職員を当該施設に派遣して、保育内容、保育技術その他に関する指導、助言等を行うものとする。

(改善勧告)

第12条 知事は、改善指導を行ったにもかかわらず改善措置が講じられず、かつ、改善の見通しが無い場合には、当該認可外保育施設の設置者に対し、法第59条第3項の規定に基づく改善勧告をするものとする。この場合において、建物の構造等から相当の期間内に改善することができないと認められる場合には、3年以内に移転するよう勧告するものとする。

2 知事は、改善勧告をするときは、おおむね1か月以内の期限を付して、文書により報告を求めるものとする。

3 知事は、第1項の改善勧告をしたときは、法第59条第7項の規定によりその旨を当該認可外保育施設の所在地の市町村長に速やかに通知するものとする。

4 知事は、第2項の報告があったときは、当該改善状況等を確認するため、立入調査を行うものとする。報告期限が経過しても報告がない場合についても、同様とする。

5 知事は、第1項の改善勧告を受けた認可外保育施設の設置者がその改善勧告に従わなかったときは、当該認可外保育施設の利用者に対し、改善勧告の内容及び改善が行われていない状況について個別通知等により周知し、当該施設の利用を控える等の勧奨を行うとともに、法第59条第4項の規定により当該改善勧告に従わなかった旨を公表するものとする。

(事業停止又は施設閉鎖の命令)

第13条 知事は、改善勧告を行ったにもかかわらず改善が行われていない場合であつて改善の見通しがなく、かつ、児童の福祉に著しく有害であると認められるとき、又は改善指導若しくは改善勧告を行う時間的余裕がなく、かつ、これを放置することが児童の福祉に著しく有害であると認められるときは、弁明の機会を付与し、法第59条第5項の規定により、奈良県社会福祉審議会の意見を聴き、その事業の停止又は施設の閉鎖を命ずるものとする。

2 知事は、法第59条第6項の規定により、児童の生命又は身体の安全を確保するため緊急を要する場合に前項の手続を経ないで同項の命令をしたときは、速やかに奈良県社会福祉審議会に報告するものとする。

3 知事は、第1項の命令をしたときは、法第59条第7項の規定によりその旨を当該認可外保育施設の所在地の市町村長に速やかに通知するものとする。

4 知事は、第1項の命令をしたときは、当該認可外保育施設の名称、所在地並びに設置者及び管理者、処分の内容等について公表するものとする。

(市町村長の経由)

第14条 第4条第1項及び第2項の届出及び第6条第1項の運営状況の報告は、当該認可外保育施設の所在地を管轄する市町村長を経由して行うものとする。

2 知事は、前項の規定により市町村長を経由したときは、第4条第5項及び第7条第4項の通知を省略することができる。

(情報提供)

第15条 知事は、法令に定めるもののほか、報告徴収及び立入調査等の状況並びに改善指導を行った後の当該認可外保育施設の状況等について、当該施設の所在地を管轄する市町村長等に対し、情報の提供を行うものとする。

2 知事は、県民に対して、認可外保育施設の状況についての情報の提供を行うとともに、市町村長に対し、当該市町村の住民への当該情報の提供を行うよう協力を求めるものとする。

(補則)

第16条 この要綱に定めのない事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年10月 1 日から施行する。ただし、別表 1 の(4)は、平成15年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 4 月 1 日から改正施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月27日から改正施行する。